

# Classification of transactions from a viewpoint of the "delivery of an object"

## 「目的物の受け渡し」という観点から見た場合の取引の分類

|       |        |              | 目的物の受け渡し         |                        |
|-------|--------|--------------|------------------|------------------------|
|       |        |              | 合意と同時に           | 合意時以降に                 |
| 代金の決済 | 合意と同時に |              | 現物取引<br>(かつ現金取引) | 売買契約に基づく<br>代金前払いの取引   |
|       | 合意時以降に | 目的物の受け渡し前    | —                | 売買契約に基づく<br>代金前払いの取引   |
|       |        | 目的物の受け渡し時    | —                | 売買契約に基づく<br>現金取引       |
|       |        | 目的物の受け渡し時以降に | 現物取引<br>(かつ掛取引)  | 売買契約に基づく<br>一般の取引(掛取引) |

「目的物の受け渡し」に着目すると上記の分類になる。簡単に言えば、目的物の受け渡しが取引の合意と同時である場合を「現物取引」といい、目的物の受け渡しが取引の合意よりも後である場合を「先渡取引」という。「先渡取引」を行うための約束を「先渡契約」(または、一般には「売買契約」)という。また、「目的物の受け渡し」と「代金の決済」とは分離している。「代金の決済」が、「目的物の受け渡し」よりも前か、と同時か、よりも後かで、それぞれ前払いと現金取引と後払い(または、一般には「掛取引」)とに区分される。ある取引が現物取引か先渡取引なのかは、目的物を合意と同時に受け渡すのか否かで決まる。代金の決済が合意と同時か否かでは決まらない。したがって、現代における企業の大半の取引は実は「先渡取引」に分類される。